関市コミュニティバス広告掲載基準(平成25年10月1日決裁)

(目的)

第1条 この基準は、関市コミュニティバスの広告掲載に関して、関市広告掲載 要綱(平成20年関市告示第140号。以下「要綱」という。)第4条第2項の 規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、「関市コミュニティバス」とは、市が所有する公用車 のうち、市内を巡回し不特定多数の利用者を有償で運送する小型バス車両をい う。

(広告掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、関市コミュニティバスの車内広告枠、側面ガラス、車両側面及び車両後部とする。

(広告の材質)

- 第4条 掲載する広告の材質は、車内広告枠は紙類とし、側面ガラス、車両側面 及び車両後部はステッカーとする。
- 2 ステッカーの材質は、ラッピングシート素材とし、掲載期間終了後に剥離跡 の残らないものとする。

(広告掲載の規格等)

- 第5条 広告掲載の規格及び広告枠の数は、別表1のとおりとする。ただし、市 長が必要と認めた場合は、別に定めることができる。
- 2 別表1側面ラッピング広告掲載の場合は、関市シンボルマークを掲載しなければならない。
- 3 別表1後面ラッピング広告掲載の場合は関市シンボルマーク及び障がい者の ための国際シンボルマークを掲載しなければならない。

(広告掲載の申請)

- 第6条 要綱第9条第1項の広告掲載の申請は、広告掲載の開始を希望する日の 45日前までとする。
- 2 要綱第8条の規定にかかわらず、広告主の広告代理店からの申請は、広告主からの申請とみなすものとする。

(広告の募集)

第7条 広告掲載の募集は、随時行うものとする。

(広告掲載の期間)

第8条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月を単位として、連続する12月まで掲載することができる。ただし、各年3月31日を掲載終了日とする。

(広告掲載料金)

- 第9条 広告の掲載料金は、別表2のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、別に定めることができる。
- 2 広告主(広告代理店を含む。以下同じ)は、要綱第11条第1項の規定による広告掲載の決定の通知(以下「広告掲載決定通知」という。)を受けたときは、 広告掲載の初日までに掲載料金を納入しなければならない。

(広告掲載の決定等)

- 第10条 広告主が複数の広告枠を希望した場合は、第5条に規定する枠の数を 超えない範囲で広告の掲載を認めるものとする。
- 2 複数の広告主が広告を希望し掲載可能の枠の数を超えるときは、希望掲載期間が長期間の広告主を優先する。ただし、希望掲載期間が同じ場合は、抽選により決定する。
- 3 市長は、前項による広告掲載の可否を決定したときは、要綱第11条第3項 の規定により通知する。

(広告の掲載方法)

- 第11条 広告掲載決定通知を受けた広告主は、次に掲げる方法により、広告を 掲載しなければならない。
 - (1) 紙類の広告を掲載する広告主は、掲載しようとする広告(以下「広告物」という。)を市長の指定する方法により、掲載開始日の5日前までに必要部数提出すること。
 - (2) ステッカーの広告を掲載する広告主は、コミュニティバス運行事業者 と調整の上、広告物の貼付作業を行うこと。

(費用負担等)

- 第12条 広告物の作成並びに広告物の取付及び貼付作業に係る費用は、広告主の負担とする。
- 2 広告掲載期間が終了したとき又は掲載を中止したときの広告物の撤去費用、 処分費用及び原状に復する費用は、広告主が負担しなければならない。
- 3 広告主は、広告物の撤去作業及び広告物の素材等に起因して、車両の外装等 に塗装の剥離及び傷等が生じたときは、原状に復さなければならない。
- 4 広告掲載期間中にバス事業者の責めにおいて広告物の破損等が生じたときは、バス事業者が原状に復さなければならない。ただし、天災及びその他不可抗力による場合は、この限りではない。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年6月1日から施行する。

(関市コミュニティバス広告掲載要領の廃止)

2 関市コミュニティバス広告掲載要領(平成22年3月15日決裁)は、廃止する。

附則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

広告掲載の規格及び広告枠の数 (ポンチョ)

掲載場所	規格	1 台当た り枠数	最大枠数
車内広告枠 B3版	縦 364mm×横 515mm	1 0	4 0
側面ガラス	縦 200mm×横 800mm	6	2 4
側面ガラス窓枠全面	縦 735mm×横 1,010mm	5	2 0
車両側面	縦 500mm×横 800mm	3	1 2
車両側面ラッピング 左面	縦 950mm×横 3,750mm	1	4
車両側面ラッピング 右面	縦 950mm×横 4,850mm	1	4
車両後部	縦 200mm×横 1,000mm	2	8
車両後部ラッピング 全面	縦 1,500mm×横 1,550mm	1	4

別表1-2(第5条関係)

広告掲載の規格及び広告枠の数 (リエッセ)

掲載場所	規格	1 台当た り枠数	最大枠数
側面ガラス窓枠全面	縦 790mm×横 600mm	8	1 6

別表2 (第9条関係)

広告の掲載料金 (ポンチョ)

掲載場所	料金 (1枠につき1月あたり)
車内広告枠	1,000円
側面ガラス	2,000円
側面ガラス窓枠全面	5,000円
車両側面	4,000円
車両側面ラッピング 左面	20,000円
車両側面ラッピング 右面	20,000円
車両後部	4,000円
車両後部ラッピング 全面	20,000円

別表2-2 (第9条関係) 広告の掲載料金 (リエッセ)

掲載場所	料金 (1枠につき1月あたり)
側面ガラス窓枠全面	4,000円